

平成 27 年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第 2 回高齢者施設部会 議事録

1 日時：平成 27 年 10 月 13 日（火） 午後 5 時 15 分～午後 6 時 50 分

2 場所：千葉市役所議会棟 3 階 第 3 委員会室

3 出席者：

(1) 委員

小田攻委員、田島昇委員、西尾孝司部会長、八田和子委員、松下やえ子副部会長

(2) 事務局

大木高齢障害部長、矢澤保健福祉総務課長、鳩川高齢福祉課長、
八巻高齢施設課長、仁保健福祉総務課主査、村松高齢施設課主査、
小野保健福祉総務課主任主事、林高齢福祉課主事、渡邊高齢施設課主事

4 議題：

(1) いきいきプラザ・センターの指定管理予定候補者の選定について

(2) 幸老人センターの指定管理予定候補者の選定について

(3) その他

5 議事の概要：

(1) (2)

いきいきプラザ（中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜）、いきいきセンター（蘇我、花見川、さつきが丘、あやめ台、大宮、都賀、越智、土気、真砂）及び幸老人センターについて、指定申請書等の説明、質疑応答ののち、平成 28 年度からの指定管理予定候補者を選定した。

6 会議経過：

○仁保健福祉総務課主査 お待たせしました。本日はお暑い中、またご多忙の所、お集まりいただきましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます千葉市保健福祉総務課の仁と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。

資料は、「次第」「席次表」「委員名簿」、これが一つに綴じられていると思います。それから「別紙 1」「別紙 2」1 枚のペーパーの裏表になっております。及び、事前にお配りしております資料(青いフラットファイル)でございます。不足等はございませんでしょうか。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員は、総数 5 名中 4 名でございますので、半数以上となっており、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第 10 条第 2 項に基づき、会議は成立いたしております。

なお、小田委員は事前に遅れるかもしれないとの連絡がございましたので、定刻までお持ちした次第でございます。いらっしゃいましたらご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、市の情報公開条例第25条の規定に基づきまして、本日の会議は公開となっておりますが、途中から非公開となる予定です。傍聴人の方はいらしておりません。

それでは、開会に当たりまして、高齢障害部長の大木よりご挨拶を申し上げます。

○大木高齢障害部長 高齢障害部長の大木でございます。千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて本日の部会ですが、今年度指定期間の満了を迎えます。各いきいきプラザとセンター、及び幸老人センターについて、指定管理予定候補者の選定をしていただく予定でございます。

本日審議いただく対象の各施設は高齢者の生きがいくつくりと健康増進を図る場であり、超高齢化が進むなか、地域で高齢者を支えていく拠点としてたいへん重要なものになっています。

委員の皆様には、申請団体から提出されている事業計画などについて、豊富な経験と専門的な立場から、有益な御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○仁保健福祉総務課主査 小田委員がいらっしゃいましたので5名全員揃いました所で、議事に入らせていただきます。それではここからは西尾部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西尾部会長 それでは、議題(1)「千葉市いきいきプラザ・センターの指定管理予定候補者の選定について」に入ります。ここからは、千葉市情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報にあたりますことから、非公開となります。

傍聴人がいらっしゃらないのでこのまま続けていきたいと思っております。

はじめに、今回の審議の流れ等について、事務局よりご説明願います。

○矢澤保健福祉総務課長 保健福祉総務課の矢澤でございます。本日はお忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。

本日の審議について、簡単ではございますが説明させていただきたいと存じます。座って失礼いたします。

まず、本部会が所掌しております「いきいきプラザ・中央他5施設」、及び「いきいきセンター・蘇我他8施設」につきましては、指定管理期間が今年度限りとなっておりますので、来年度の指定管理予定候補者を非公募で選定していただきたいと思います。幸老人センターについても同様でございます。

これに伴いまして、本日の審議は、指定管理予定候補者となる者の管理運営業務等に対する意見を聴取させていただくこととなっております。

まずは事務局から、施設の概要及び事業計画書における管理運営の基準反映状況に

ついて説明を行います。

その後「質疑応答」を行い、すでにお手元に配布済みの事業計画書の内容につきまして、管理運営の基準との適合状況等を中心にご確認をいただきます。

最後に、配慮すべきご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

なお、個別具体的にいただきました意見等については、今後の指定管理予定候補者との協議の中で、基本協定書または年度の事業計画書に可能な限り、反映させていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○西尾部会長　ただいまの事務局の説明に対して何かご質問等ございますでしょうか、お願いいたします。

(なし)

○西尾部会長　それでは特に質問はないようですので、「施設の概要及び事業計画書における管理運営の基準反映状況等」について説明に入りたいと思います。事務局からお願いします。

○八巻高齢施設課長　高齢施設課の八巻でございます。本日はよろしくお願いたします。

失礼ですが、座って説明させていただきます。それではフラットファイルの方をご覧くださいいただけますでしょうか。

資料 2-1 をお開きいただけますでしょうか。ここでは、いきいきプラザ・いきいきセンターの施設概要についてご説明いたします。

まず第 1、いきいきプラザ・いきいきセンターの概要をご覧ください。いきいきプラザは老人福祉法に定められた「老人福祉センター」にあたる施設で、無料または定額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対し健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としております。いきいきセンターは、高齢者の生きがいつくりと健康増進を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的としており、いきいきプラザを補完する施設でございます。

本施設においては、いきいきプラザといきいきセンターの二つの老人福祉センターを整備しており、この 2 施設の違いは主に施設規模となります。

次のページをご覧くださいいただけますでしょうか。ここには、いきいきプラザの施設概要、さらにページをめくっていただきますと、いきいきセンターの施設概要を載せております。それぞれの「延べ床面積」の欄を比較していただきますとわかりますように、プラザが延べ床面積 1,300 から 1,800 平米に対しまして、センターは、200 から 400 平米と小規模な施設となっております。

いきいきプラザは市内に 6 か所、いきいきセンターは、市内に 9 か所整備しております。なお、平成 28 年度よりデイサービスセンターは、市直営を廃止し、運営主体が事業団となります。

それでは、資料 2 の最初のページにお戻りいただけますでしょうか。

次に 2 の使用基準についてですが、いきいきプラザ・いきいきセンターの使用基準につきましては記載の通りでございます。

3の実施事業としては、上から事業名を読み上げますと、「生活相談」「健康相談」「機能回復訓練」「高齢者福祉講座」「高齢者講演会」「同好会等への活動支援」「個人利用機会の提供」「地域交流」「生きがい活動支援通所事業」という事業がございます。事業の内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、いきいきセンターの選定及び、指定申請の概要についてご説明いたします。資料2-2をご覧くださいませでしょうか。

まず、1の選定概要といたしまして、管理運営を行わせる施設につきましては、千葉市いきいきプラザ6施設、千葉市いきいきセンター9施設です。

次に(2)の設置根拠条例ですが、根拠条例は千葉市老人福祉センター設置管理条例及び千葉市いきいきセンター設置管理条例でございます。

続きまして(3)指定管理者の選定方法及び(4)の指定期間ですが、選定方法は非公募で、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

非公募による選定の理由といたしましては、いきいきプラザ及びいきいきセンターについては、「有資格者等による専門的なサービスの提供」や「収益性が見込めない中での安定的なサービスの提供」が強く求められる施設であり、非公募により外郭団体に管理を担わせることが適切と考えられるためでございます。

次に、2の指定申請法人の名称等及び形式要件の審査結果等でございます。指定申請法人の名称等は、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団で、所在地は中央区千葉寺町1208番地の2、代表者は理事長の西田典夫氏でございます。

形式要件の審査結果ですが、審査結果としましては、すべての項目につきまして、要件を満たしております。

主な項目について、説明させていただきますと、申請者につきましては、市から指名停止処分は受けておりません。また、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納はありません。

次に、当該団体または役員について「千葉市暴力団排除条例」第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等または第9条第1項に規定する暴力団密接関係者の該当はありません。なお、審査結果の詳細につきましては、本日お配りいたしました別の資料で別紙1別紙2裏表になっている資料ですけれども、「千葉市いきいきプラザ・いきいきセンター指定管理者選定に係る形式要件の審査結果について」に記載してあります。

また、審査に用いました、指定申請書の一式につきましては、資料2-3に添付してございます。

次に、資料2-4が社会福祉事業団から提出されました事業計画書となっております。資料2-4をお開きいただけますでしょうか。

事業計画書につきましては、1「管理に関する基本的な考え方」2「使用の基準」3「事業の実施」4「その他事業の実施に関する事項」5「施設の維持管理」6「管理体制」7「経理に関する事項」8「その他」の8つの大項目と「管理運営の方針」以下53の小項目から構成されております。

次に資料2-5管理運営の基準についてご説明いたします。

こちらは、本市が指定管理者に求める施設管理の基準について定めたものであり、1の趣旨から13のその他まで13項目で構成しております。個々の説明に関しましては、省略させていただきますが、どのような事業を行い、またその事業を実施するにあたり、必要な条件や、施設の維持管理、また、その管理体制などに関する要求水準というものを示しております。

管理運営の基準の次には、生きがい活動支援通所事業の実施要綱及び、管理運営に係る仕様書を添付してございます。こちらは、「生きがい活動支援通所事業」にかかる具体的な要求水準を規定しています。

それでは資料2-6をご覧くださいませでしょうか。千葉市いきいきプラザ・千葉市いきいきセンター事業計画書の管理運営の基準反映状況確認表とありますが、こちらは市が示している施設の管理運営の基準に対し、申請者から提出された事業計画書の反映状況を一覧にしてまとめたものでございます。左から、事業計画書、管理運営の基準、反映状況、備考とし、事業計画書と管理運営の基準につきましてはページと項目番号を記載しております。なお、反映状況において、○は管理運営の基準を満たしている、△は改善に向けて指導中を表しておりますが、指導中の「△」はございませんでした。

また備考欄には、これまでの事業計画と比較し、改善が想定される点など特徴的な点を記載しております。ここから具体的な説明に入りますが、市では、この事業計画を確認しました所、すべての項目に対して、おおむね基準を満たしてございましたので、ここでは特出すべき箇所を中心にご説明させていただきます。

それでは、1ページ、3の「事業の実施」大項目となりますけども(3)の「機能回復訓練」をご覧くださいませでしょうか。ここでは、機能訓練を従前の2カ月コースから、3カ月コースに変更し、プログラム内容の質を高め、利用者の介護予防に努めるとしてあります。

また、「市政だより」やホームページだけではなく、案内チラシ等の配付を行い、広報活動を充実させ、新規利用者の獲得に努めていくとのごことでございます。

次に(5)「高齢者講演会」ですが、ボランティア講師の活用についても積極的に取り組んでいくとしております。

次に(8)「地域交流等」ですが福祉関係職員の育成や、地域への貢献として実習生やボランティアを受け入れ、利用者に対しても有意義なものになるよう積極的に取り組んでいくとしております。

次に(12)「事業の見直し等」ですが、曜日ごとの利用者状況を把握し、利用の少ない曜日にイベント等を実施して改善に努めると示されております。

次に(13)「同一区内及び近隣施設との連携及び自主事業の実施」です。

ここでは、いきいきプラザ・いきいきセンター及び事業団全体で会議を行うことで情報を共有し懸案事項への対応や、業務の改善について検討し、サービスの向上に努めるとしてあります。

また、自主企画事業につきましては、地域の高齢者の健康増進や、センターを利用していない方が利用するきっかけとなるよう、健康に関するイベントや体操教室を実施していくとしてあります。

続いて、2 ページを開いていただけますでしょうか。大項目の 4「その他事業の実施に関する事項」の(3)の緊急時の対応ですが、利用者の増加等に応じて、危機管理計画を毎年、見直すとしております。

さらに利用者カード発行手続きにあたり、緊急時に連絡先や、かかりつけ医を申込書に記入してもらい、緊急時の対応に役立てるとしてしております。

次に(5)「広報等」でございますが、これまで行ってきた施設内での事業紹介やホームページでの情報発信などの他に、いきいきプラザ・センターフェスティバルの実施や、自治会やあんしんケアセンターに対する PR 活動など、多様な媒体・方法により多くの市民に施設利用を促すこととしております。

続いて、3 ページ、大項目 6「管理体制」の(5)「情報公開及び個人情報保護の取組」ですが、指定管理者情報公開規定に沿って、可能な限り情報の開示に取り組むとしております。

次に(13)「事業評価(モニタリング)」ですが、日常の声かけにより、利用者の意見や要望を聞き取り、「利用者の声」として記録することや、生きがい活動において、インタビュー形式のアンケートを取り入れるなど、コミュニケーションにより、利用者が要望を伝えやすい環境を作っていくとしております。

次に 7「経理に関する事項」の(1)「維持管理費用縮減に関する取組」についてでございますが、いきいきプラザ・センター間の業務連携やリース導入などによる経費の見直しや、電気供給契約への入札取り入れによる、電気料の削減など積極的に取り組むとしております。

事業計画書における、管理運営の基準反映状況についての説明は以上でございます。

次に資料 2-7 をご覧いただけますでしょうか。

こちらの基本協定書ですが、指定管理者制度を所管しております、業務改革推進課が標準的なひな型として示しているものに、いきいきプラザ及びいきいきセンターの特性等を加味して作成したものでございます。

最後に、資料 2-8 に参考資料として、「指定管理予定候補者選定要項」、「指定申請書類様式集」「設置管理条例」「管理規則」を添付してしております。

いきいきプラザ・いきいきセンターの指定管理者選定に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西尾部会長 ただいまの事務局の説明に対して、質問がありましたらお願いをいたします。なお、最後に意見を決定する必要がありますので、意見については後程お伺いいたします。

私から、資料 2-7 に案というカッコがついているものがございまして、これはどういったことでしょうか、これはまだ変わるという可能性があるということでしょうか。2-7 の一番上に案という文字が残っております。

○八巻高齢施設課長 こちらは選定委員会の方でご意見等がございまして、もし反映できるようなものがあれば、修正をして協定を結びたいと思っております。

○西尾部会長 2-6 の所の、地域交流等の所で実習生をボランティアでとるとのことを備考欄の記載がありまして、それは 2-4 の資料に戻ると、20 ページの所に記述があつて、いきいきセンターでの主な実習生の受け入れということで、それぞれ変わ

っていきますということなんですが、これは例えば数値目標などを事業団としてはお考えですか。例えば前年度比何パーセント伸ばそうとか、何人に増やそうといった数値目標などはお持ちですか。

○八巻高齢施設課長 計画書上は数値目標までは出ていないんですけども。

○事業者（中央いきいきプラザ） 中央いきいきプラザの中田です。よろしくお願ひします。ボランティア実習生等については、数値目標等は考えておりません。ただし来る者は拒まずで、申込みがあったものについてはすべて受けるという所で、数字的には年々伸びてきているということです。

主な実習制度としては、介護等の体験等実習と看護実習が中心となっています。あと小中学校の職場体験実習などです。来た申込み、申込みがあったものはすべて受けるという所です。

○西尾部会長 細かい話かもしれませんが、介護等体験というのは20ページ21ページの所には、介護等体験という文言が見当たらないようなのですが。

○事業者（中央いきいきプラザ） 介護等体験はデイサービスの方にあります。

○西尾部会長 わかりました。他はいかがでしょうか。

○松下副部長 資料2-4の46~47ページの所で、専門職員を確保して質の高いサービスをとということでここに46ページのウの所の専門職員数と47ページのいきいきプラザ・センターの資格者一覧の見方が分からないんですけども。

○八巻高齢施設課長 46ページウの所は、社会福祉事業団の職員数を記載してございます。次ページの表は、現在のいきいきプラザ・センターの配置状況になっています。関連しているような表現では書かれているんですけども、関連していることはなくて、あくまでも事業団の現正職員の専門職員数と、プラザにいる非常勤も含めた職員の数という風に見ていただけたらと思います。

○松下副部長 分類の仕方が国家資格であったり、任用資格であったりとミックスされてるかなと思うので、より分かりやすくしていただけるといいなと思います。例えば社会福祉士と看護師だけですよね、前の専門資格とかぶって出るのは。でするので、その辺の工夫もしていただくと、専門職がどこに配置されているのかより分かりやすくなるのかなと思います。

○八巻高齢施設課長 50ページが現状の職員の配置状況でございまして、次の指定期間の始めは同じような体制で臨みたいと思います。

○矢澤保健福祉総務課長 その他に、全体的に図表を見やすくしてほしいというご趣旨でよろしいでしょうかね。

○松下副部長 そうです。

○大木高齢障害部長 専門職は専門職で並べた方がよいということで、要するに表がバラバラであるということですね。

○松下副部長 そうです。事業団にこれだけに国家資格を持っている方がいらっちゃって、その方たちがいきいきプラザあるいはセンターの所にどのくらい配置されているのかなと見たときに、看護師と社会福祉士だけはわかるんですけども、あとは任用資格なのでその辺を関連づけてほしい。そうすると、事業団全体に専門職はこれだけいて、いきいきプラザ・センターにもこれだけの専門職が配置されてますよという

ふうに見られるので。これは今書かれている 47 ページは任用資格ですよ

○大木高齢障害部長 そうですね、ですから国家試験のものと任用資格のものと、項目をきちっと分けて、社会福祉事業団全体の職員の専門資格の部分と、今回、いきいきプラザ・センターに配置されている方のものということですね。

○松下副部長 たぶん介護予防指導士さんの中には、介護福祉士さんもいらっしゃるのではないかと思います。ですから分類の統一性を図ってくださると、事業団全体とそれから、それぞれのセクションに専門職がどのくらい配置されているか、わかりやすくなります。

○大木高齢障害部長 見やすいということですね。

○松下副部長 はい。そのことによってサービスの専門性という所にも、きちんと理解が得られるのかなと思いました。

○大木高齢障害部長 わかりました。

○松下副部長 ありがとうございます。

○小田委員 危機管理の問題で教えてほしいと思います。資料 2-4 の 28 ページ以下でございますけども、29 ページあるいは 30 ページあるいは 31 ページ、それぞれ緊急の場合を想定した役割分担ですかね。連絡方法が決められているようですが、この分担に基づいて日頃から訓練をやっているんですか。

○八巻高齢施設課長 基本的には年 2 回訓練は行っています。

○小田委員 そうすると責任者、各所の所長さんは中心になって行われてるんですよ、この場合もし所長さんに立場を大震災の場合を想定して所長さんが登庁して来られない場合、あるいは所長さんに何かあった時には、どうするんですか。

○事業者（中央いきいきプラザ） 第一配備については各所長になってもらって、おっしゃったように万が一のことがあったら、第二・第三配備まで決めてまして、次長、係長であったりとか第三配備まで決めております。

○小田委員 第 1 配備は所長さん。第 2 配備の時は誰になるのですか。

○事業者（中央いきいきプラザ） プラザでいえば事業係長です。

○小田委員 そうなると所長さんは各センターにいるのではなくて、所長は一人ですか。施設ごとに一人ですか。

○事業者（中央いきいきプラザ） 各プラザに一人ずついます。

○小田委員 そうすると第二配備の時に所長さんから係長が降りてくるわけね。権限が。これはどうして。

○事業者（中央いきいきプラザ） なんらかの形で万が一所長が駆けつけられなかった場合に第二配備として係長を配備する、それでも駄目だった場合には事務員を配備する。第三配備まで決めていくということになります。何らかの事情で所長が駆けつけられないという想定をした場合にそういう風に決めています。

○小田委員 そうすると、日頃から第一配備の場合、第二配備の場合、第三配備の場合と場面を変えて訓練はやってますよね。

○事業者（中央いきいきプラザ） 年 2 回の訓練を必須で行っておりますので、各項目について、正直いって、確認の訓練が多いのですが、間違いなく確認で訓練のたびに行っております。

○小田委員 何があっても大丈夫ですかね。よくある話で、マニュアルは作ったって、ちっともその通りに動かないということがあるのです。年 2 回だけじゃなく、もうちょっとやった方が良くもありませんね。

普通の状況じゃなくて、予想もしないような大震災が起きた場合にはそもそも、だいたい職員が駆けつけられるかどうか分からないわけでしょう。そんな場合ね。それから、市の方への連絡は基本的には所長さんがやるわけで、場合によっては係長もやるわけですか。市の連絡先はどこですか。

○事業者（中央いきいきプラザ） 所管課です。

○小田委員 所管課の方で担当者がいない時どうするのでしょうか、これ。震災だから、こっちが駆けつけてこられても、駆けつけられない場合もあるでしょうね。となるとうまく対応しなくなっちゃうんじゃないか

○八巻高齢施設課長 平日はだれか職員がおりますので大丈夫なのですが、やはり夜間・休日というのは、やはり市としてましても配備計画の方もできておりますので、震度 5 以上だとか地震が起きた時には基本的には被害があるとかないとかではなくて、駆けつけるような形で参ります。緊急連絡網もやはりできていますので、連絡が取れない時には次のだれ、という所までが決まっております。ですので、今回計画書の中で書かれている夜間・休日の部分ですが、若干抜けていましたので、今日の協議の結果で、やはり市と同じような体制で夜間・休日、第二配備以降は指示がなくても駆けつけるという所で協議が整っておりますので、今回お渡しした資料の中での表現が若干違うものが正式には提出されるという風に考えております。

○小田委員 これは事業団と市の方で連携プレーの訓練はやっているのですか。

○八巻高齢施設課長 そこまでは今はできていないです。

○小田委員 普通の日なら、人はいっぱいいるし、すぐ機能すると思うんですけどね、先ほどおっしゃったように休日だとか夜間には職員は帰っていますからね。

それがあらかじめ分かっていたらともかくとして、震災というのは分からないうちに来るわけですから、そうなったとき一体、現場と管理する市との連携はどうなるのかしらね。

○八巻高齢施設課長 実際には本課の業務というものが、施設の被害状況の調査というものが大きなものになっておりますので、実際には東日本大震災の時にもこちらの方で、色々な社会福祉施設の方に連絡をいろいろな手段で連絡をとって被害状況等を確認しておりますので、そういった経験を生かしまして、いきいきプラザ・センターの避難所にもなる所ですので、十分連絡をとって、連絡がつかなければそれなりの対応をするようにしたいと思います。

○小田委員 この間の東日本大震災の時には、千葉、関東はわりあい被害が少なかったですよ。だけど、予想される東京湾の直下型になってくると、そうはいかなくなってくる。だからそんな時に、今事業団の説明では年に 2 回事業団内部で、配備状況を含めて訓練をやっているそうだけれども、私はそれでも少ないと思います。市の方との緊急事態の場合連携プレーも本当にやっておく必要があると思いますけどね。あわてないためにも。いざという時にマニュアル引っ張りだされても困ります。その辺も検討していただいた方がいいんじゃないでしょうかね。

○**鳩川高齢福祉課長** 基本的にはプラザ・センターは日中サービスなので、職員は常時ついているという感覚でよろしいと思うんですね。ただ事業団さんが他にも24時間行っている部分ですね。そういう部分については、やはり夜間体制というのは当然、確立しておく必要がありますけれども、それは市の方の指定管理ということで行っていますけれども、しっかりと、管理の上の基準の中で指示しておりますので、24時間体制で緊急時には対応できるということで、幹部が駆けつけて指揮にあたるというような形は今もう確立されております。

○**小田委員** あとは大きき的には機能するかどうかということですね。

○**鳩川高齢福祉課長** そうですね。大震災でおそらく遠方の方は来られないので、近くの者が緊急時には駆けつけるというような体制はとっております。

○**大木高齢障害部長** 事業団自体が、高齢者施設ばかりではなく、障害者施設もあります。特に入所施設もありますので、いわゆる、高齢者部門と障害部門で連携をとりながら、体制を確立していくという形にはなっております。

○**小田委員** 何人か犠牲者がでちゃうとね、よけい叩かれますからね。だからそれを考えないと。特に事業団に委託しているので、市の方とか委託して何やってんだって言われかねないものですから。

○**大木高齢障害部長** 地震を止めるわけにはいかないもので、こればかりは仕方がないんですけども、やはり対応すべき時に1秒でも1分でも2分でも10分でも早くいけるような形にしていけないと。

○**小田委員** そうだね、連絡の方はちょっと連携が悪かったなんて言われたら、つまり言い訳にはならないから。

○**大木高齢障害部長** 高齢施設課にも連絡は入ってくるんですけども、事業団全体が、障害とか高齢の施設を持っていますので、そういった部分では、高齢部分、障害部分にも連絡が入ってきますので、それぞれの課で連携を取りながら対応をはかるといふ風には考えています。

○**小田委員** わかりました、その辺の緊張感をいかに持続できるかが問題ですね。はい、結構です。

○**八田委員** 関連して資料2-4 31ページ、AEDの設置についてなんですけど、プラザについては、このように全てAED設置しているということなんですけど、いきいきセンターは近隣の公共施設より借用をすとなっているのですが、公共施設に隣接している小学校の敷地内にあるとか、そういう所もあると思うんですけど、ちょっとそうじゃないセンターもある様だと思いますので、AEDがどこにあって緊急時には借りられるということが確認できているかどうか教えて頂けないでしょうか。

○**八巻高齢施設課長** 確認はしています。緊急の場合はどこに借りるといふ確認はとっております。

○**八田委員** わかりました。ありがとうございます。

○**西尾部会長** 小田先生のお話を伺いながら思ったことですが、震災時にこちらを利用している方への保護は当然お考えになるかと思いますが、地域の方々に対しての何か計画などはお持ちですか。地域の自治会と何らか協定結んで防災協定などで合同訓練しているなどはありますか。

○八巻高齢施設課長 拠点的福祉避難所ということで、必要があれば市の要請によって開設するようになっている施設です。そこには特に専門職がおりますので、障害のお持ちの方、ご高齢の方は優先的に普通の避難所では対応できない方を移送して扱うというような施設になっております。その点も含めてマニュアル化をされております。

○西尾部会長 それを含めた訓練を行っていらっしゃるということでしょうか。実際に受け入れた時に、どんな対応をするのかを含めて訓練はされてるのでしょうか。

○村松高齢施設課主査 拠点的福祉施設のご近所の方が、自分で避難されることを想定しているわけではないので、あくまでも普通の避難所に要介護の方がいらっしゃって、そこで対応できない方を市の要請で専門の方がみるという形になっております。私どもの方でマニュアル等は作成しておりますけれども、まだそれにつきましては制度がなかなか固まっておりません。この間、市の記者発表がありましたけれども、大学さんと共同で拠点的施設をこういう風に設けたらというような会話をしています。ただ、いきいきプラザ・センターに限ってではございませんで、市全体で拠点的施設がまだ何分補助程度になっています。ですので、特に今のところはやっておりません。

○西尾部会長 わかりました。他ご質問いかがでしょうか。とくによろしいようであればですね、それではこの後は選定に関する議事に移りますので、事業団の方には退席をお願いいたします。

(事業者退席)

○西尾部会長 それでは、ご意見についてご発言をお願いいたします。私が気になったのが広報の部分で、2-4の32ページのホームページの公開とあって、ホームページを見てきたんです。企業案内のページがこれだけです。事業の名称が並んでいるだけでした。リンクしていませんのでここでおしまいです。利用案内もこのページだけです。利用時間、開館の時間も例えば9時から17時とか、こういう時間も入っておりませんし、ちょっといいですか。メモを入れてしまっていますけれども、(紙を提示)検索して出てきた所がそれだけなんです。費用も書いていませんし、休館日が年末年始だけというのは事業団としては理解しているのでしょうか、一般市民が土日やっているのかなっていうことですよね。

それは後ろに「便り」という所を開くと日程表が出てくるんですが、でもそこでも時間は入っていないということなんです。

○八巻高齢施設課長 プラザごとでは作っているはずなので、今確認してみます。

○西尾部会長 開いてもらえばわかると思うのですが、例えば、千葉市、中央、いきいきプラザと入れると、わりとヤフーなりグーグルなりで上の方に出てくるリンク先で、そこから飛んでいくとこんな感じで。「便り」が載っているのですが、要するにPDFで載っていて花見川があるのが、10月分がこれだけです。

確かにホームページは公開されているので虚偽ではないですが、中身として、開館時間もない、利用料もない、それぞれの事業に対する説明もないし、例えばやっていることに対して、どういう風にしたらそこに参加できるのかというご案内もないって、これをもって公開と呼ぶのか。他にもっと別のページがいっぱいあるのかもしれません。

- 大木高齢障害部長 正式に中央のいきいきプラザですよ。
- 西尾部会長 事業団のお作りになっているホームページです。
- 大木高齢障害部長 いきいきプラザで入れるとプラザが出てくると思うのですが、そこからまたチョイスすると、中央とか花見川とか出てくると思うのですが。
- 八巻高齢施設課長 事業の細かい所には飛んでないですよ。
- 西尾部会長 ただ事業名が並んでいるだけです。一般人からすると、これは一体何でどうやって私がそこへ行けるのかとか、どういう条件の方がそこに利用対象として適正になるのかとかいう情報、有料なのか無料なのかという情報がないんですよ。そうすると、知っている方は分かるけど、知らない人にはわからないという、広報としては意味のない広報になってしまう。
- 大木高齢障害部長 ほとんどプラザについての説明がないということですよ。社会福祉事業団というホームページがあって、そこから所管しているいろいろな施設に飛ぶのは、多少はあるのかもしれませんが、飛んだ先の細かなプラザ・センターの紹介がうまくないという所ですかね。
- 八巻高齢施設課長 事業一つひとつがどういう事業で、こちらにあるような週に何回やっているとかがという内容は分かりにくい。
- 西尾部会長 お誘いという雰囲気でもないんですよ。
- 八巻高齢施設課長 その辺少し確認させていただきます。
- 西尾部会長 当然、情報更新ということで、月に1回、2か月に1回、プラザ便りをお出しになって、PDFで貼ってあると。ですので、更新されているといえば更新されているんですが、やっていないということではないのですけれども、努力の余地がまだまだあるのではないですかということですね。だから、生きがい活動通所支援事業につきましてはこちらをご覧ください。とそんな所ですけど、広報を一生懸命やってみようには私には見えなかったもので、もう少し何とかなるんじゃないかなというのが単純な印象の一つです。
- 大木高齢障害部長 ちょっと確認させていただきます。西尾部会長さんのご意見をいただきましたので、ホームページの作成について指導します。
- 西尾部会長 見ていただくと、これができますよね、おそらく。
- 大木高齢障害部長 ですから、きっと社会福祉事業団全体で入ってくると所管するような各施設の一欄が出てきて、そこから入っていくのしょうけれども、たどり着いた所のいきいきプラザ・センターがたいした広報の媒体になっていないという所でしょうから、確認します。大変申し訳ございません。
- 西尾部会長 サンプルで中央を持ってきましたけど、花見川行ってもたぶん同じ作りなので。やはり改善の余地が大きいかなと思います。
- 鳩川高齢福祉課長 どういったことやっているのか、心あたたまると感じてもらえるような、というそんな感じですよ。
- 大木高齢障害部長 あとは利用しやすいようにね、最低でも開始時間とか利用料金とか、あとはこんなことをやっていますよとか、ちょっとした開催した事業の写真があるとかね。
- 西尾部会長 言ってみれば目次だけの本みたいな感じなので。

○小田委員　せめてどこかに、さらに詳しいことを知りたい場合はどこそこへ、というのがあれば。これは何もないから。その前にこれ見て行ってみようか行ってみようかって迷う人も結構いるはずなんだよね。まだ受講が決まってない訳だからね。もっと詳しい事聞きたいなんていう人がどうすればいいのかっていうのがないよね。確かに。

○八巻高齢施設課長　今回の新規利用者の開拓という部分は謳ってございますので、そういった意味でも、工夫するようにはしたいと思います。

○矢澤保健福祉総務課長　管理運営にあたってはホームページ等の充実に配慮されたいということでもよろしいでしょうか。

○西尾部会長　それを具体的に形として、改善が見える形で結果を出していただきたいということですね。利用数は全体的に増えているという傾向があるのは聞いておりますので、そんなに状況が悪いわけではないんですが、でも私がこのページを市民として見たら、やる気ないねこの書式はって、そう思ってしまうから。だめだこりゃと印象受けてしまいますので。ネガティブキャンペーンにさえなりかねないかなと。

○田島委員　難しいのが、それは元々ホームページは市で作られてその後の運営を任されているのか。それとも元々事業団さんにホームページの作成から委託しますと整理されているのかそこが難しい所ですね。ホームページ作るだけでも、結構な経費と時間がかかりますからね。

○大木高齢障害部長　もともと事業団さんの方で作っています本部の方で。各施設ごとに分けて資料を作っていると思います。

○田島委員　そこはもともと市の方とご相談の上ってことになるのではないのでしょうか。

○鳩川高齢福祉課長　そもそも公の施設と位置づけられて、当然責任の方は市の方にありますので。事業団と相談しながらやっていきます。

○西尾部会長　もう少しフレンドリーな雰囲気にしていただくと、市民とフレンドリーになっていただくといいのかなと思いますね。

他にご意見いかがでしょうか。

○小田委員　今のと関連しますが、この前の評価の部会の時に、独創的なアイデアでやっている所が何か所かありました。あれも、私たちの方から、そういうことをやっているんだってことをきちんと記載した方がいいんじゃないかということが出ました。

なんとなく一つのパターンがあって、そのパターンに沿って流していれば良いんじゃないかという格好が目立つんですね。だから見方によっては、だいぶ慣れてしまっていて、もっとやっぱり緊張感もってやってもらえば良いと思います。だからこの広報はなぜやっているのかって言ったら結局利用する側が分かるように、いっぺん行ってみるかというような気持ちを起こさせるような、そんな内容でないとダメだと思います。いくらいろんなアイデアを出しながらやっていて、時には良いアイデアがあっても記録の上で出てこないものですから、なんだかさっぱり分からないと。聞いてみればこういうことをやってるよということは、ちゃんとどこかに書いた方がいい。

実態を知らせる意味でね。そんなのがあるということなので、どうも全体としてやや緊張感が薄れているのかなという気がします。馴れ合いとかそこまでは思いませんが。思いませんが、ちょっと緊張感が薄れてるのかなって感じがします。厳しい言い方になります。

○西尾部会長 報告書の改善については毎回年度ごとをお願いをしているので、これもやったことをしっかり書いていただければいいと。

せっかくやったのに載ってない部分もあつたりしますから。

○小田委員 そういった絡みでね、私が口うるさく言うのですが、緊急の場合、震災の場合、あの連携プレーが上手くいくのか。組織上の連携プレー、横の連携プレー、市との連携プレー、これがちゃんとできるのか、というのが気になるんですよ。マニュアルができていても、その通りに行かない場合がありますから。その最大の原因が何かと言うと、一言で言えば緊張感の欠如ですよ。日頃の訓練も慣れたやり方でしかやってない。だから、そういう所をやっぱりもう一回見直した方がいいのかなって感じがします。平素な仕事はしっかりやっています。ということです。

○西尾部会長 他にはいかがですか。

○八田委員 48 ページの 2-4 なんですけども、サービス部分ではなくて職員の勤務条件等の所になるんですけど、セクシャルハラスメント防止の取り組みを決定されているという所で、とても大事なことだと思いますが、少し引っかかった所が、セクシャルなハラスメントだけに限定して良いのかという所です。今はもういろんなハラスメント、マタニティハラスメント・パワーハラスメントですとかいろんな形にハラスメントっていうのは複合的に存在しているものですから、それをセクシャルなものだけ介在しなければ相談できないという状況っていうのはどうかなという風に思います。ここの所は少し間口を広げるといいますでしょうか、あらゆるハラスメントに対応するという事は、社会福祉のサービスを担い、人権を尊重していくという観点からも重要な点かなという風に思います。

○西尾部会長 ご案内の通りかと思えますけども、セクシャルというのを頭につけなくて、ハラスメント防止という風になりつつありますね、世の中全体が。すべてのハラスメントを含めて対応するという事ですよ。

○八巻高齢施設課長 内容を確認させていただきまして、セクハラだけではないということであれば、文言を修正させていただきます。

○西尾部会長 相談員も、今は外部の相談員を必ず含めていますよね。内部の相談員も当然ここのお名前にあって良いかと思えますが、外部の弁護士さんなりなんなりっていうことですね。どちらとも、名前があるような形がいまどきの流れかなと思います。という意味では確認していただければ良いと思います。

おそらく、そうであればそれに対する要綱か何かをお作りになるはずだと思うんですね。

○八巻高齢施設課長 要綱はあります。平成 14 年なので。

○西尾部会長 だいぶ時間もたっていますし、セクシャルということではないものが今増えてきていますので、要綱があるんだとしたら、たぶん修正が必要な状況じゃないでしょうかね。

他いかがでしょうか。2-8の要項の所からの問題にさかのぼってしまうと思いますが、各センターの人件費をざっと見てみた所、やっぱり相当高いですよ。民間の一般の社会福祉法人の賃金から比べると、やっぱり6割5割増し、5割増しは言いすぎかな。

例えば、中央いきいきプラザの所の、老人福祉センターを見ますと、ここの職員配置は常勤職員4人の所で、約3500万なんです。ということは、アベレージにして875万、875万の社会福祉法人の職員が当然どれくらい、いるかってことはご存じかと思うんですね。施設長さんだとそれくらいになるかなと、でもそれにならない方も結構いらっしゃるんじゃないでしょうか。875万の事務員抱えている特養はおそらくないですよ。アベレージで常勤職員875という社会福祉法人はおそらくない。それは全体的にこういう賃金水準で、これで市の提案よりはこの例で何パーセント下回ってますから、適合は適合なんだろうが、市民として見たときに、これは適合なんだろうか。指定管理でやる、しかも非公募でやるというのはこの金額は適合なんののだろうか。悩んでしまったんですよ。

○小田委員 難しい所ですね。

○西尾部会長 だから、これ公募でやったらこの金額だと多分コンペティションになったら勝負にならないと思うんですね。非公募だからコンペじゃないという。それ通るってそれが市のある意味、外郭の事業団の賃金としてふさわしいのだろうかという意味では、経費節減の所で項目がございますが、職員の賃金も民間の同等の社会福祉法人に比した指数で修正改善を求めていくという発想はないのでしょうか。

低ければ良いということでは当然ないわけで、けれど全額市の負担なわけですから、市民からしてどうですか。市の職員の方って875万って聞いたら、自分の給料とか考えたらこれがどういう水準かってことはお分かりなるわけだと思うんですね。

○小田委員 この間の葬儀場でしたか、指定管理者が代わった所があったでしょう。あそこも人件費が問題になり、指定管理者が代わりました。

○八巻高齢施設課長 人件費についてはどこまで減らせるか分からないんですけども、実際計画案ですので、それで協定を結ぶにあたっては、財政の方の査定が入りまして、なおかつ人件費については非公募になりますので、余った分はそのまま事業団の儲けというわけではなくて、あとは清算という形をとって参りますので、今後は事業団の給与体系にはなるんですが、それに余分渡しているというものではないということでございます。

○鳩川高齢福祉課長 そもそも論の話で外郭団体全体に言えることなんですよ。同じ社会福祉法人でありながら千葉市が関与している法人と全くの民間とおそらく、倍違うのかもしれない。生い立ちの話からやらないとだめなんですよ。今、大上段にかまえてカットするよってというのは、市としてもなかなかメスを入れるっていうのは難しいと。市の給与体系と同じ体系で、そもそも給料表が作られています。そこにメスを入れるっていうのは非常に難しいです。事業団さんでいうと千葉市は特別養護老人ホームを自主事業にしました。今まで公の施設でしたけども。そうすると、非常に努力をしているということですね。先ほどまだ甘いんじゃないかっていうのがありまして、その通りなんです。まして非公募でやっていますので、全て確保された中での人件費なんですよ。ですから、市としてこれを公募に回せるかって言うと、おそらく

これだけの事業を民間が請け負うかっていうと、利用料制をとってないので、うまみが無いんですね。そうすると、やっぱり非公募で事業団さんにとなくなっちゃうんですね。その中でいかに経営改善していくかっていうのは、課題だとは考えています。

○大木高齢障害部長 事業団もここにきて、だいぶ給与体系を見直してきてはいます。歴史的に、市の職員の給料表でっていうのが根底にはありますから、我々と同じ給与表を使ってはいたんですけども、平成24年辺りから事業団改革をして、だいぶ人件費は落としてきています。落としてもこんなもんかって言われるんですけども、だいぶ管理職手当なんか引き下げられています。ですから、今後どこまで改善できるかという所もあります。

以前、いきいきプラザ・センターを公募したときに、手挙げがありませんでした。現状としては非公募となっているので、これを良しとはしませんが、一度にこれを半分にしろとかはなかなか厳しい部分がございます。毎回先生方に言われている所でございます。もちろん事業団職員も気づいていると思いますので、少しずつその辺の見直しをして、しっかりサービスの内容を向上させていただくような形で進めていきたいと思えます。

あとは先ほど鳩川課長が言ったようにですね、これから財政の査定をして人件費もだいぶ縮減されていくのではないかと思いますので、そこを了解いただきながら来年度からもっと指定管理としてやっていければと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○矢澤保健福祉総務課長 あと直接ではないんですけども、正規と非常勤の方も入っているとのことでしたので、平均がいくらなのか議論の余地があるかもしれません。外郭団体というのは特殊でして、年齢構成がかなり高い所にあります。市のほうで新たな職員の雇用を実質させていないんですね。新規採用の学卒の採用をさせてませんから、正規職員の給与が相対的に高くなっているのは、そういう所が影響していると思えます。民間であれば、そのあたり自由にできますけども、外郭団体ゆえに若い職員の採用が事実上でできていない。結果として職員全体の平均の単価、正規職員の単価は高くなっているという事情があります。

○西尾部会長 事情は色々理解をしております。この業界で何年もやっていますから、外郭団体は、各地に神奈川は神奈川に事業団がございますし、千葉県は県でございますから、事情はよくわかるという部分と、やはり市民という立場で見たときに同じサービスならもっと安くならないんですか、というですね。千葉市の財政が厳しいということは重々みなさんご存じなわけですが。というなかで、少しでも市民サービスを振り向けていただければということを考えてですね、非常勤の方の給与システムは別に派遣の給与システムと別の項目で出ていますから、こちらやはり専任の方の職員俸給、諸手当、賞与、支出合わせるとそういうことかなと思えますし、他の所もプラザの方を見てもやっぱり、700万前後の俸給になっています。どの程度の年齢かにもよりますけど。

○矢澤保健福祉総務課長 正規職員を雇いたいと言っても、非常勤対応をさせている部分がありますので、何を言っても言い訳になるのが辛い所ですが、全体の職員の平均給与が上がっている事情はそのあたりにもあります。

○西尾部会長　ただ、一般の民間法人だったらその時に給与体系見直しますよね。年功給をやめて職務給に変えるとかね。それをしないと組織は生き残れませんから。ただこれはこだわってもしようがない。それについては今後さらに努力をお願いしたい。

他ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

ということで、今までのことを少しまとめさせていただきますと、緊急時の、特に休日についての、なんらかの今後対策なりトレーニングなり人の連携を含めて検討していただきたいということが一点。

市民の方は、市の施設だと思ったら自主的に避難されるだろうと思うんですね。逆に、される施設でなければ困るわけですから、いざとなったら頼りにならない施設というのが一番困るわけです。きっといらっしゃる、人数はわかりませんがある程度の方がいらっしゃるとなったら、それも含めて防災計画を考えていただきたい。食事の備蓄、水の備蓄も含めてお考えいただければ。企業やマンションも考えていただいている時代ですから、お考えいただくということが必要なのではないかなということですね。

あと、広報に関してはぜひ、特にホームページですね。市民が行ってみたいと思うようなホームページ作りにぜひ努力をお願いしたい、ということです。

あと、事業報告書です。毎回お願いをしていますが、レベルアップに努力をしてください。毎回皮肉を言って申し訳ないのですが、計画書はこんなに作れるのに、どうして報告書は作れないのってなりますという所は、努力をしていただきたい。

あとは、事業団さんに対してではないのですが、人件費の積算については市としてもお考えいただいてもよろしいのではないのでしょうかということですね。

というような趣旨で考えておりますが、よろしいでしょうか。

ではそのような形で、文言の細かい部分に関しては私にお任せいただいて作成をしたいと思いますので、趣旨としては以上になります。

ということで、申請者は管理を適切かつ確実に行うものと認められるという風に考えますので、まとめさせていただきますと、付帯の意見として先ほどのようなことをつけさせていただきます。ありがとうございました。

以上で議題(1)いきいきプラザ・センターの指定管理予定候補者の選定についてを終了いたします。

事務局におかれましては、本部会で示された意見等を十分に考慮し、今後の協議の中で、反映していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に議題(2)「幸老人センターの指定管理予定候補者の選定」に移ります。

「施設の概要及び事業計画書における管理運営の基準反映状況等」についての説明を事務局からお願いいたします。

○八巻高齢施設課長　高齢施設課の八巻でございます。それでは千葉市幸老人センターの指定管理者選定に関しまして、お手元の資料に沿って、ご説明いたします。なお、資料の内容につきまして、先ほどご説明いたしました、いきいきプラザ・センターと同様の部分につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、資料 3-1 をお開きいただけますでしょうか。幸老人センターの施設概要についてご説明させていただきます。

施設名称は千葉市幸老人センター、所在地は美浜区幸町 2 丁目 12 番 11 号、設置根拠は千葉市老人センター設置管理条例で、設置目的は高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことができるよう研修やレクリエーション活動及び趣味活動を行うことを目的とした施設です。

施設概要としては、軽量鉄骨 2 階建ての建物のうち 2 階部分を老人センターとして使用しております。1 階部分は旧児童福祉センターとなっております。

延床面積、敷地面積、諸室、建物所有者、土地所有者については記載のとおりでございます。

次に、開館時間等でございますが、使用者は市内在住の老人及びその団体で、開館時間は午前 8 時 30 分から午後 6 時まで。施設の使用料は無料で、休館日に関しては市が認めた場合としております。

次に、施設の経緯ですが、昭和 48 年度に大規模団地対策として設置され、平成 18 年度の指定管理者制度の導入により、幸町団地自治会を指定管理者とし、現在に至っております。

続きまして、幸老人センターの指定申請の概要についてご説明いたします。

資料 3-2 をご覧いただけますでしょうか。

まず、1 の選定概要としまして、管理運営を行わせる施設の名称等及び設置根拠条例は記載のとおりです。

指定管理者の選定方法は非公募といたします。理由といたしましては、幸老人センターは、大規模団地対策として設置され、開設時より地元自治会により運営され、利用の実態が極めて地域に密着しているという固有の事情があるため、公募によらず非公募により指定を行うものでございます。指定期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

次に、2 の指定申請法人の名称等及び形式要件の審査結果等です。

指定申請者の名称等は、千葉幸町団地自治会で、代表者名は会長の長岡正明氏です。

形式要件の審査結果ですが、審査結果としましては、すべての項目につきまして、要件を満たしております。主な項目について、説明させていただきますと、申請者につきましては市から指名停止処分は受けておりません。また、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当せず、最近 1 年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納はありません。

次に、該当団体又は役員について「千葉市暴力団排除条例」第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者の該当はありません。なお、審査結果の詳細につきましては、本日、お配りしました、別紙 2「千葉市幸老人センター指定管理者選定に係る形式要件の審査結果について」に記載してあります。別様式の裏面の別紙 2 になります。

次に、千葉幸町団地自治会から提出されました、資料 3-3 の指定管理者指定申請書、資料 3-4 の事業計画書となります。事業計画書につきましては、1 の「基本方針」から 21 の「その他運営」までの 21 項目から構成されております。

次に、資料 3-5 管理運営の基準ですが、こちらは、市が指定管理者へ求める施設管理の基準について定めたものであり、1 の趣旨から、9 のその他まで 9 項目で構成しております。

次に 3-6 をお願いいたします。

こちらは、事業計画書の管理運営の基準に対する反映状況の確認表でございます。

反映状況につきましては、市で確認した所、全ての項目に対して概ね基準を満たしております。

最後に、資料 3-7 に基本協定書、資料 3-8 に参考資料として、「指定管理予定候補者選定要項」、「設置管理条例」、「管理規則」を添付しております。

幸老人センターの指定管理予定候補者選定に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西尾部会長 ただいまの事務局の説明に対して何かご質問、ご意見はございますでしょうか。なお最後に意見を決定する必要がありますので、意見を発言する場合は、その旨を言ってから発言をいただくようご協力お願いします。

指定期間は 1 年間ということなんですね。こちらは。

○八巻高齢施設課長 はい。現在幸老人センターについては廃止を前提として検討しておりますけれども、現在代替施設等含めて、施設の在り方についてまだ結論が出ないような状況ですので暫定的に 1 年間で指定させていただきたいと考えております。

○西尾部会長 この自治会さんは法人格をお持ちになっているのですか。

○大木高齢障害部長 持っていません。

○西尾部会長 任意団体ですか。

○大木高齢障害部長 任意団体です。

○西尾部会長 他ご質問等いかがでしょうか。心配なのは建物ですね。耐久性は大丈夫なんですか。何かあったら大変ですよ。だいぶ老朽化してますよね。

○大木高齢障害部長 そうですね。昭和 48 年に建てられた建物ですので、耐震の IS 値も低いです。42 年ですか。先般の大震災は持ったのですが、そうはいつでも、もうだいぶ老朽化してますんで、早急に事業の継続的なことも含めてですね、今後あり方について検討して参りたいと思いますので、とりあえず 1 年だけということをお願いいたします。

○小田委員 利用している自治会のメンバーの中から、そろそろやめたらどうだという話は出ていませんか。

○大木高齢障害部長 いやその話は全く。

○小田委員 ないですか。

○大木高齢障害部長 引き続き、現在の場所で継続したいと。とくに地元の方たちはですね、3.11 には耐えたんだと、ですから今の建物でも十分だということですね、逆に使わせてくれということですね。

○小田委員 それは発想が全然違いますよね。耐えたというのは結果としてそうですが、その結果大丈夫という結論は出ないです。弱くなっているのだから、論理に飛躍があると思います。

○大木高齢障害部長 そうですね。ただ、地元の高齢者の活動の場所という形は確

かにあります。居場所づくり的な効果は確かにありますので、その辺も含めて事業の廃止と、代替施設的なことも含めて検討していきたいと思います。

○大木高齢障害部長 おそらく、介護保険の改正の所でいう、地域支援事業の1つの拠点としても使いうるという意味では、建物を市が新しくお作りになって使うという選択肢もありうる選択肢の一つではあるかと思うんですが、そうすると他の自治会はどうするんだっていうバランスの問題が必ず出ますね。こちらさんだけじゃなくて。

大きい自治会さんだと、自治会として自前で建物をお持ちですよ。お金出しあって建てています。そうすると、比較のレベルでいうと若干やはり問題があるかなと。ただ、一方で人が集まって繋がっているということで、例えば介護保険の給付費が抑制できているとするとコスト的にはこれで、このわずかな金額で明らかにメリットの方が大きいという風にも言えるかなという所で、極めて微妙ですよ。悩ましい。説明が付きにくいけれど、トータルコストにするとおそらく、投入しているお金よりもメリットの方が計算したら大きいんだろうなという風なことは思いますので、良いのかなとも思ったりします。

○鳩川高齢福祉課長 費用対効果でいうと絶大ですね。このお金でこれだけ自治会の方とか周りの方が助かっているという、ちょっとこれだけのじゃ、このお金だけじゃね、とてもじゃないですが、これだけのお金でこれだけ効果をあらわすというのはないです。

○西尾部会長 それこそ地域支援事業のモデルかもしれない。

○大木高齢障害部長 実際に、ここでサロンをやっていたりするんですよ。ですから、ちょうど幸町二丁目の真ん中にあるので、皆さんが集まりやすいという所もありまして、当初の目的にはない形でやっていますけども、そういった高齢者の憩いの場となっていますね。

○鳩川高齢福祉課長 市に財政的余力があれば、いきいきセンターをここに作るというのがおそらく一番良い案だと思います。ところがちょっとお金がかかりますので、今、市としても試行錯誤しているという所があります。以前も老人福祉センターが花見川にあったのですが、そちらは、いきいきセンターを作ることでご了解を得ました。そして廃止したんですね。

○西尾部会長 地域の方々が利用だけじゃなく、運営までされているというのも大きな意味があるのだろうと思うんです。そういう意味では本当にモデルになりうるような事業かもしれないなと思います。

○大木高齢障害部長 幸町二丁目は、高齢化率も高い所ですよ。なおかつ高齢者の人口も多いので、つまり高齢化率も高いし、高齢者の人口も多いので、皆さんが集まる場として、地域支援事業から考えると、非常に役立っているということは確かでございます。

○西尾部会長 建物の問題がなければ続けていただきたい。

○小田委員 しかしそれはあんまりね、表だっていうわけにはいかないしね。

○大木高齢障害部長 ともかく、建物も老朽化していますので、そこで何かあったらまた大変なことになってしまいます。

○西尾部会長 耐えたのではなくて、あれでボディーブローをくらったということだと思いますけれども。

なんとなく雑談のようになってございますけど、このセンターそのものの運営に関しての大きな問題ということでの、ご意見はないということでしょうか。

市の全体の構想の中でどうするかという話かと思えます。こちらのセンターに関しては部会の意見としては管理を適切かつ確実に行うことができると認められるということしていきたいと思えます。よろしいですか。

以上で議題2「幸老人センターの指定管理者選定について」を終了いたします。

最後に議題3「その他」です。

事務局からお願いします。

○矢澤保健福祉総務課長 それでは、その他の連絡事項ということで、今後の予定についてお知らせをさせていただきたいと存じます。

本日審議をしていただいた指定管理予定候補者の選定結果につきましては、部会長から委員会の会長へ「報告」をし、その後、委員会の会長から市長へ、「答申」をするという流れになっております。

市としても、委員会からの答申を受けまして、指定管理者予定候補者を決定し、応募事業者に選定結果を通知いたします。

そして、仮協定締結に向けた協議をスタートします。またこの部会で話し合われたご意見等については、協議の中で取り入れながら策定をいたします。

仮協定の締結が終わりますと、選定結果の公表を行うとともに、11月下旬から始まります第4回千葉市定例議会において、指定管理者の指定に係る議案を提出することとなります。議決されたのちに本協定を締結し、4月から新たに指定管理が始まることとなります。予定は以上でございます。

○西尾部会長 皆様方のご協力によりまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、「平成27年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回高齢者施設部会」を閉会いたします。それでは事務局にお返しいたします。

○仁保健福祉総務課主査 委員の皆様、長きにわたりましてお疲れ様でございました。

最後に、三点、事務連絡を申し上げます。

一点目ですが、お手持ちの青いファイルですけれども、こちら回収させていただきますので、その席にそのまま置いてお帰りいただければと思います。

二つ目ですが、本日の会議の議事録を作成する関係でございますが、後日、内容のご確認を皆様をお願いする予定でございます。案を作成し次第、事務局よりご連絡いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

三つ目ですが、大変恐縮ですが、西尾部会長と評価委員会の小田会長におかれては、先ほど出ました部会の意見に係る報告・答申の内容につきましてご相談させていただきたいので、しばらくお時間をいただけますでしょうか。申し訳ございません。

以上三点ご報告でございます。

それでは、本日はお忙しい中どうもありがとうございました。以上でございます。

千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会

高齢者施設部会

部会長
